

2026年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：一般社団法人 愛知県社会福祉士会
 後援：公益社団法人 日本社会福祉士会
 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012年4月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2026年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。
 日程・会場・定員・内容

日 程	2026年11月21日（土）～11月22日（日）
開催方法	Zoomによるオンライン形式
定 員	80名（最小開催人数40名）
社会福祉士を対象とした2日間の研修 （実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成）	

研修プログラム

【1日目】

9:45～10:00	オリエンテーション/開講式	
10:00～12:00	実習指導概論（講義2時間）	1. 社会福祉士の意義と役割 2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割
12:00～12:45	昼食・休憩	
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義2時間）	1. 実習マネジメントの意義と対象 2. 施設・機関内における実習マネジメント 3. 施設・機関外における実習マネジメント 4. 実習におけるリスクマネジメント 5. 実習マネジメントの実践
14:45～15:00	休憩	
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義3時間）	1. 実習プログラムの考え方 2. 実習プログラミングの方法 3. 実習の展開方法 4. 実習プログラム構築の具体例
18:00～18:10	事務連絡	

【2日目】

10:00～18:00	実習スーパービジョン論（講義・演習7時間）※途中に昼食・休憩あり	1. 「スーパービジョン」の基礎理解 2. 実習スーパービジョンの特質 3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4. 実習スーパービジョンの実践
18:00～18:15	閉講式/事務連絡	

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

- ・社会福祉士であること。
- ・パソコンでZoomミーティングに参加する環境を整えられること。

※カメラおよびマイク利用必須です。高速で安定した通信環境が確保できること。

※講習会中、チャットを利用して資料配布等を行うため、スマートフォン・タブレットでの参加不可。

2. 受講費（テキスト代は含みません。）

都道府県社会福祉士会会員：10,500円 その他の社会福祉士：21,000円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

3. 申込方法

①愛知県社会福祉士会ホームページより専用申込フォームよりお申込ください。

【URL】<http://www.aichi-acsw.or.jp/>

②受講資格（社会福祉士）を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。

③お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。

④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は申込フォームの9（実習指導との関わり）をご記入の上お申込ください。

4. 申込受付期間：7月1日（水）～9月16日（水）

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5. 受講可否の通知

受講可否は9月29（火）以降にメールにてご連絡します。あわせて、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6. 申込上のご注意

①受講申込フォームは、記入間違いや記入漏れのないよう、ご記入ください。

②受講申込フォームの1から3（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。

7. 研修テキストについて

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022 年）を講習会テキストとして位置づけています。原則、実習指導者講習会当日までに『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』をお読みください。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

8. 修了の認定

①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退・通信トラブルによる途中退席等がある場合は修了とはなりません。

②修了者には、研修終了後に修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

9. 備考

要約筆記を利用する等、受講にあたって配慮が必要な方は、申込フォームの該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

【注意】

(1) 研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。 **科目の区分**：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I **単位数**：1 単位

(2) 本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

「社会福祉に関する科目を定める省令 第四条八号」

実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

お問合せ先・申込先 ： 一般社団法人 愛知県社会福祉士会 事務局

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号 桜華会館南館1F

TEL：052-202-3005（代）（受付時間 10時から17時）

FAX：052-202-3006

E-mail：acsw@aichi.email.ne.jp